

特定非営利活動法人愛知カウンセリング協会

2020年度事業計画書

I 事業の方針

特定非営利活動法人愛知カウンセリング協会は、不安・悩み・ストレスなどの心の問題を抱える人々が、より身近に、適切なカウンセリングを受けられるような社会となるように、カウンセリングの場を提供する活動やカウンセラーを育成する活動を通じて社会の発展に寄与することを目的として、下記の事業を計画実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動にかかる事業

(1) カウンセリング事業。

(ア) 事業内容

本法人に対する個人的なカウンセリングの希望者に対して、本法人が契約を結び、契約に基づいてカウンセリングを実施する。

(イ) 実施予定日時

随 時

(ウ) 実施予定場所

担当するカウンセラーの指定する場所（各地域にあるカウンセリングルーム等）

- ・ 稲葉理事長 （カウンセリングルーム 暖談） 名古屋 金山
- ・ 渡辺理事 （カウンセリングルーム なべさん） 三 河 岡崎
- ・ （ ）
- ・ （ ）
- ・ （ ）
- ・ （ ）

(エ) 実施方法

- ・ HPにカウンセリング事業の簡単な案内を載せ、申し込みは事務局で受け付ける。
- ・ 事務局が受け付けをしたら、担当するカウンセラーを紹介する。
- ・ 担当カウンセラーはインテーク面接を行い、治療契約を結んでカウンセリングを始める。
- ・ 料金は、原則1回50分で3000円とし、協会の手数料は1000円、担当カウンセラーに2000円を支払う。

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

心の悩みを持ちカウンセリングを希望される方及び学校関係の方を対象とし、3人のカウンセラーが1人当たり年間10回のカウンセリングを実施予定。

(カ) 収入見込み額

90000円。(3000円×30)

(キ) 支出見込み額

60000円。(2000円×30)

(2) カウンセリングに関する研修事業及びカウンセラー資格認定事業。

ア 愛知カウンセリング研修会

(ア) 事業内容

学校現場において、不登校やいじめに加え、発達障がい児・虐待への対応など様々な問題が発生しているが、なかなか有効な手立が見つけられないでいる。カウンセリングの精神や技術を生かすことで、児童生徒との関係を見直し、発達障がい・虐待についての基礎的な知識を得ることによって対応を工夫できるようにし、問題の現況の把握と解決に向けた研修を実施する。それと同時に、すでに単位を2単位以上取得している者でカウンセラー資格の取得を目指す参加者に対して、単位認定に必要なカウンセリングの各分野についての体験を深めるための研修を実施する。

(イ) 実施予定日時

2020年 8月7日(金)～8月10日(月) 3泊4日

(ウ) 実施予定場所

あいち健康の森プラザホテル(知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1)

(エ) 従事者の予定人数

世話人(講師を含む) 6名

受付・開催準備要員(正会員) 1名

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

カウンセリング従事者、カウンセリング学習に関心のある者
心理支援に関わる医療・福祉・教育関係者など。

宿泊 30名程度

通い 10名程度

(カ) 収入見込み額

1,560(千円) <宿泊30名・通い10名で>

(キ) 支出見込み額

1,400(千円) <参加40名・食費・会場費等を全て含む>

イ カウンセラー・サブカウンセラー資格認定事業 一担当者 稲葉理事一

(ア) 事業内容

単位認定と資格認定事業については、既に単位や資格を取得している希望者に対して随時実施する。

(イ) 希望者が出てきた時点で随時対応する。

ウ カウンセリングへの理解を深め、カウンセラーとしての力量を高めるための研修会

(ア) 事業内容

幅広く心理療法について学び、カウンセラーとしての力量を高めていくために、今年度は研修講座を2回実施する。

(イ) 実施予定日時

2020年10月から2021年1月にかけて、年間2回の研修講座を行う。時間は午後1時半より午後4時半までとする。

(ウ) 実施予定場所

ウィルあいち(愛知県女性総合センター)等で実施予定

(エ) 従事者の予定人数

講師 2名 (外部講師を依頼予定)

受付・開催準備要員(役員・正会員 各回3名)

(オ) 受益対象者の範囲及び予定人数

学校教育関係者、心理臨床関係者、カウンセラー資格取得希望者等に関心を持っている方を対象に20名程度

(カ) 収入見込み額

120(千円)

(キ) 支出見込み額

100 (千円)

エ その他

本協会のホームページに、研修会等の新しい情報を掲載し、それを生かした広報活動を進める。

.....

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 設立の初年度及び翌年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 「事業の実施に関する事項」には、(1)には「特定非営利活動に係る事業」、(2)には「その他の事業」について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の「(1) 特定非営利活動に係る事業」には、事業毎に、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、収入見込み額並びに支出見込み額をそれぞれ記載し、そのうち「受益対象者の範囲及び予定人数」欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の「(2) その他の事業」には、事業毎に、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、収入見込み額及び支出見込み額をそれぞれ記載する。定款上「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。